

教育委員会だより

『様々ななかかわりの中で学び、
社会の一員として貢献できる社会人の育成』を目指します
～家庭・社会の期待に応え、夢と自信をもち、可能性に挑戦するために必要な力の育成～
～個性や能力を発揮して活躍し、学び続ける、活力と連帯感のある人づくり～

羽島郡二町教育委員会学校教育課では、昨年度の教育実践の成果と課題を踏まえて、「令和5年度羽島郡学校教育の方針と重点」を以下のようにまとめました。

3つの基本目標について、それぞれの主な取組を紹介します。

①夢と自信をもち、可能性に挑戦するために必要な力を育成します。

ねらいや達成目標を明確にし、指導・評価・補充のサイクルを意識した責任ある指導、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める授業づくりなどに努めます。

②社会の持続的な発展を牽引できる多様な力を育成します。

一人一人の願いを支援し、自己充実感につなぐ指導、いじめの早期発見と組織を生かした継続的な指導などに努めます。

③学びや育ちを支え、誰もが社会の担い手となるセーフティーネットを構築します。

場・時・役割や想定を幅広く考え、工夫して行う防災訓練(命を守る訓練など)の実施、ICT・デジタル教材などの効果的な活用による学びの充実などに努めます。

この方針と重点を受け、羽島郡学力向上委員会では「羽島郡 新授業マニフェスト4」を策定しました。

羽島郡 新授業マニフェスト4

- 授業はチャイムで始め、チャイムで終わります。
- 学習の見通しをもち、子ども同士で考えを深め合う場をつくります。
- 考えたことや分かったこと、疑問に思ったことなどについて振り返る場をつくります。
- 授業の最後に子どものよいところをほめます。

郡内の小中学校では、これを基に授業改善に取り組んでいます。そうすることが、「主体的・対話的で深い学び」の実現に結び付いていくと考えています。

町民の皆さんが授業参観や運動会等の学校行事などで児童生徒・学校の様子を見る機会がありましたら、このような視点でご覧ください。



家庭教育を実践する日

毎月、第三日曜日は「家庭の日」、8のつく日は「早く家庭に帰る日」です。岐阜県では「岐阜県家庭教育支援条例」に基づきこれらを合わせ「家庭教育を実践する日」としています。

- ・家庭の日 20日(日)
- ・早く家庭に帰る日 8日(火) 18日(金) 28日(月)

ひとりひとりが意識して、心豊かな明るい家庭づくりをしましょう。

—今月のテーマ—

家族みんなで、先祖を敬い、お年寄りとの心のつながりを深めましょう。



▲岐阜県の家庭教育の取組